

1 いじめに対する基本的考え

(1)いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義します。

(2)いじめの解消に向けて

いじめは決して許されるものではありません。また、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題です。本校では、未然防止と早期発見に努め、解消に向けて学校全体で取り組みます。

(3)問題発生時の指導体制

いじめが発生した場合は、被害児童を最優先に守ります。そのうえで、加害児童にも自らの行動を振り返らせ、よりよい人間関係を築けるよう継続的に指導します。あわせて「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応し、プライバシーに配慮しながら教育委員会とも速やかに情報共有を行います。

(4)情報発信と連携

本校では「学校いじめ防止基本方針」を策定し、学校ホームページや学校だより等で公表しています。年度当初には説明の機会を設けるとともに、必要に応じて啓発活動や意見聴取を行い、保護者・地域の皆様と連携して取り組みます。

2 いじめの未然防止・早期発見のための取組

(1)いじめの把握・早期発見

教師による日常の観察(朝の出席確認や健康観察等)を重視するとともに、北海道教育委員会のアンケート調査に加え、本市独自のアンケート調査を実施しています。また、担任が一人一人の児童生徒の心のサインを的確に捉えるため、日常的な声かけや教育相談、アンケート実施後の個別面談等を通して、状況をきめ細かく把握します。

(2)校内研修及び日常指導について

校内研修や職員会議において、いじめに関する資料をもとに全教職員が危機感を共有し、小さな予兆やサインを見逃さない校内体制を構築しています。また、改訂生徒指導提要に則り「支える指導」を心がけるとともに、外部専門家による講演会や授業を積極的に取り入れ、指導内容の充実と体系化を図ります。

(3)校内環境づくり

子どもの多様性や成長の違いを受け入れる温かなまなざしを大切にし、いじめを生まない居心地のよい環境づくりを推進しています。また、児童に過度なストレスを生まない環境づくりに努めるとともに、ストレスを適切にコントロールする方法についての指導を行います。

(4)年間指導計画に位置付いた指導の充実

年間計画に位置付けた道徳の時間や学級活動等において、「自他の生命」を大切にする指導や、多様な価値観・異文化理解を促す指導の充実を図り、「いじめ根絶」に向けた取組を計画的に行います。

(5)児童の理解・支援

児童の人間関係を客観的に捉えるため、児童対象のアンケート等を活用し、日常観察だけでは把握しきれない小さなサインの早期発見に努めます。

(6)児童会の取組

児童自らが主体的に行動する意識を高める工夫を行い、全市的な「いじめ・非行防止サミット」へ積極的に参加しています。また、校内においても児童会を中心にポスター作成等の活動を行い、いじめ撲滅に取り組めます。

(7)相談体制の充実及び関係機関との連携

心の教室相談員や家庭訪問相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の相談窓口について児童や保護者に周知するとともに、帯広市教育委員会と連携し、校内の相談体制の充実に努めます。

(8)学校評価

学校評価に「いじめの防止」等に関する取組項目を設定し、定期的に検証を行いながら、取組の見直しと改善を図ります。

(9)教職員の意識

多様な児童が存在することを念頭に置き、すべての児童が活躍できる授業改善を心がけるとともに、いじめの未然防止の観点から、児童一人一人が授業において生かされる指導に努めています。また、いじめの認知を積極的に行うため、次のいずれかに該当する場合は、いじめに発展する恐れがあると判断し、組織的に対応します。

- ① 子どもから同じ人物に対する訴えが2回以上あったとき
- ② 心身のダメージから回復して3か月が経過していないとき
- ③ 「教室に入りたくない」「学校に行きたくない」といった訴えがあったとき
- ④ 保護者から「いじめではないか」との相談があったとき

(10)年間計画の策定

校内における取組内容を検証するため、調査の実施時期や会議の開催時期、それを踏まえた校内研修の時期を明確に定め、計画的に取組を進めます。

(11)いじめ防止対策委員会における情報共有

いじめ防止対策委員会を定期的に開催し、校内の状況や懸案事項について情報を共有するとともに、未然防止の取組について点検・改善を行います。

3 いじめ発生時における対応

(1) いじめを認知した場合

いじめを認知した場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催します。被害児童を最優先に守る視点に立ち、学校組織として迅速かつ丁寧に対応します。

(2) 事実確認が容易でない場合

事実関係の把握が難しい場合は、保護者のご理解を得たうえで臨時のアンケートや教育相談を実施するなど、迅速に状況把握に努めます。また、学校の取組については適切に記録します。

(3) 登校や教室復帰が難しい場合

いじめを受けた児童が登校できない、または教室に入れない状況が生じた場合は、学習サポートや心理的ケア等を行い、児童や保護者の立場に立ったきめ細やかな教育的配慮を行います。

(4) いじめを行った児童への指導

複数の教職員による計画的・継続的な指導を行います。また、必要に応じて道徳の時間等において学級全体への指導も行い、よりよい人間関係づくりを進めます。

(5) いじめを行った児童の保護者への対応

いじめの定義や学校の指導方針について丁寧に説明し、理解していただくとともに、家庭における指導についても助言します。

(6) いじめを受けた児童の保護者への対応

いじめの解決に向けた学校の取組状況について、適切かつ継続的に情報提供を行います。

(7) 犯罪行為が疑われる場合

犯罪行為であると考えられる場合は直ちに教育委員会と連携し、警察等の関係機関と組織的に対応します。

(8) いじめの解消について

いじめが解消している状態とは、

- ① いじめの行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること
- ② 被害を受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを、本人および保護者に面談等により確認できていること

の両方を満たしている場合とします。

4 いじめ発生時の校内体制(いじめ防止対策委員会の体制)



【 管理職、主幹教諭、担任、教務主任、生徒指導部長、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、市教育相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、PTA三役、学校運営協議会委員 】による対応
(学校運営協議会委員、PTA三役については、必要に応じて出席を要請)

5 いじめ防止対策委員会 年間計画

- 4月 いじめ防止対策委員会の設置、いじめ防止基本方針の確認・修正
- 5月 「第1回生活アンケート」の実施、結果の考察及び対策の検討、各学級による個別面談等の実施
- 6月 「第1回生活アンケート」に関わるいじめ防止対策委員会開催
- 9月 「第2回生活アンケート」の実施、結果の考察及び対策の検討、各学級による個別面談等の実施
- 10月 「第2回生活アンケート」に関わるいじめ防止対策委員会開催
- 1月 「第3回生活アンケート」の実施、結果の考察及び対策の検討、各学級による個別面談等の実施
- 2月 「第3回生活アンケート」に関わるいじめ防止対策委員会開催
- 3月 取組状況の反省、いじめ防止対策基本方針の見直し

(「いじめ防止週間」・「児童理解交流会」は生徒指導部による年間計画に基づいた実施)

6 「重大事態」への対処

<重大事態とは>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法第 28 条)

=重大・緊急いじめ対応=

- いじめ防止対策委員会 情報収集（アンケート、聞き取り等）
 指導体制の確認（チーム編成、指導方針の決定）
 関係機関との連携（帯広市教育委員会・警察・児童相談所等）
 心のケア（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、
 家庭訪問相談員、心の教室相談員、市教委教育相談員等）

- 緊急職員会議 情報の共有、共通認識・共通対応、組織的対応